

令和7年度川西町エネルギー価格高騰対策省エネ家電買換え促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギー等の物価高騰による経済的負担の軽減を図るとともに、エネルギー使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネルギー性能の優れた家電製品へ買換えを行った町民に対し、予算の範囲内で川西町デコ活応援券（以下「応援券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象製品)

第2条 この要綱において、応援券の交付の対象となる省エネルギー性能の優れた家電製品（以下「対象製品」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコン 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく2027年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上のもの
- (2) 電気冷蔵庫 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく2021年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上のもの

2 対象製品は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 町内の店舗又は事業所において購入したものであること。
- (2) 応援券の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）が、自ら居住している町内の住宅（店舗付き住宅を含む。）において、既に使用しているエアコン又は電気冷蔵庫（以下「既設機器」という。）を、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定に基づき排出（以下「リサイクル処理」という。）し、同種の対象製品に買い換えたものであること。
- (3) 新品かつ未使用のものであること。
- (4) 製造事業者による製品保証があること。
- (5) リース品又はレンタル品でないこと。
- (6) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助を受け購入するものでないこと。
- (7) 事業の用に供するものでないこと。
- (8) 令和7年4月1日から令和7年12月26日までの間に購入及び設置したものであること。
- (9) 対象製品1台あたりの本体購入価格が10万円以上のもので、以下の費用は除くものとする。

ア 対象製品の設置に要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料

イ 既設機器の撤去及びリサイクル処理に要する費用

ウ 消費税及び地方消費税

(対象者)

第3条 応援券の交付の対象となる者は、応募する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録が本町になされている者とする。

(応募)

第4条 応募者は、第3項に定める応募期間内に、令和7年度川西町エネルギー価格高騰対策省エネ家電買換え促進事業応募用紙（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象製品に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項がすべて記載されているもの

ア 購入日

イ 購入した店舗等の名称又は販売者名

ウ 購入機種名又は型式番号

エ 購入費用及びその内訳

(2) 対象製品に係る製造事業者が発行した製品保証書の写し

(3) 既設機器をリサイクル処理したことが分かる特定家庭用機器廃棄物管理票等の写し

(4) 対象製品設置に係る証明書又は誓約書

(5) その他町長が必要と認める書類

2 応募は、1世帯につき、対象製品いずれか1回限りとする。

3 応募期間は、令和7年5月1日から令和7年12月26日までとする。ただし、応募期間内に予算額に達した場合は、その時点で終了するものとする。

(審査)

第5条 町長は、前条の応募があったときは、その内容を審査し、その結果を応募者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により応援券の交付を決定したときは、3万円相当の応援券を応募者に交付するものとする。

(取下げ)

第6条 応募者は、応募を取り下げしようとするときは、応募月の翌月10日までに令和7年度川西町エネルギー価格高騰対策省エネ家電買換え促進事業応募取下げ届出書（別記様式第2号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(取消し及び返還)

第7条 町長は、応援券を発送したものの、不在等によって受け取りがなされないまま1か月を経過したときは、応援券の交付を取り消すことができる。

2 町長は、応援券の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、応援券の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により応援券の交付を受けたとき。

(2) その他町長が応援券の交付を取り消すことが適当と認めるとき。

3 町長は、前項の規定により応援券の交付を取り消した場合において、既に応援券を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めて交付した応援券相当額の返還を命ずるものとする。

(責務)

第8条 交付決定者は、省エネルギー及び節電の活動など環境に配慮した生活を実践
するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。